

れ い わ ね ん ど し じ ょ う な わ て し
令和8年度 四條畷市

と く て い き ょ う い く ほ い く し せ つ と う り ょ う あ ん な い
特定教育・保育施設等利用のご案内

目 次	
1. 保育施設とは…P1	9. 企業主導型保育事業…P15
2. 保育の必要性の認定について…P1	10. 特定教育・保育施設等の連絡先…P16
3. 保育施設等(2・3号認定)申込受付について…P4	11. 特定教育・保育施設等の実施状況等…P17
4. 保育施設等の申込に必要なもの…P8	12. 特別保育について…P19
5. 入所の内定・取消等について…P10	13. Q&A 入所に関するよくあるご質問…P21
6. 利用にあたっての注意事項…P10	14. 特定教育・保育施設等の位置図…P24
7. 保育料・給食費について…P11	●別表 保育施設等入所選考基準指数表
8. 幼児教育・保育の無償化について…P15	

れ い わ ね ん ね ん ど が つ に ち に ゆ う し ゃ た い し ょ う し ゃ ね ん れ い
 ~令和8年(2026年)度4月1日入所対象者年齢~

認定区分	年齢	生年月日
1号 2号	5歳児	令和2年(2020年)4月2日~令和3年(2021年)4月1日生
	4歳児	令和3年(2021年)4月2日~令和4年(2022年)4月1日生
	3歳児	令和4年(2022年)4月2日~令和5年(2023年)4月1日生
3号	2歳児	令和5年(2023年)4月2日生~令和6年(2024年)4月1日生
	1歳児	令和6年(2024年)4月2日生~令和7年(2025年)4月1日生
	0歳児	令和7年(2025年)4月2日生~



と あ
問い合わせ

し じ ょ う な わ て し せ い さ く か お お さ か ふ し じ ょ う な わ て し な か の ほ ん ま ち ば ん ご う
 四條畷市 こども政策課 大阪府四條畷市中野本町1番1号

だ い ひ ょ う
TEL 072 (877) 2121 <代表>

た わ ら ち く だ い ひ ょ う
 田原地区から**TEL 0743 (71) 0330 <代表>**

1. 保育施設とは

認可保育施設

どくていきょういく 特定教育・ 保育施設	にんてい えん 認定こども園	保育を必要とする児童を預かる保育所と、保育の必要性の有無に関わらず児童の教育を行う幼稚園の両方の機能を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設
	ほいくしよ 保育所	就労等のため家庭で保育ができない場合、保育をする施設
	ようちえん 幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校
ちいきがた 地域型 保育事業	家庭の保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育	少人数の単位で、0歳児から2歳児の子どもを預かる事業

【四條畷市内の認可保育施設】

認定こども園 8園、保育所 3園、小規模保育施設 3園があります。

また、令和8年8月開園をめざし、認定こども園1園が開園準備中です。

2. 保育の必要性の認定について

(1) 支給認定区分と利用先施設

認定こども園や保育所等を利用するにあたっては、利用のための認定(支給認定)を受ける必要があります。保育の利用にあたっては、2号認定又は3号認定(保育の必要性の認定)を受ける必要があります。認定を受ける手続きは、利用申請と同じ書類で、同時に受け付けます。

認定の有効期間は、基本的に2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳に到達する前までです。「出産前後」や「求職活動」など、一部の事由では期間が異なります。

【子どものための教育・保育給付にかかる認定】

	支給認定区分	利用先施設
1号認定	お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合	認定こども園(幼稚園部分) 幼稚園
2号認定	お子さんが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育施設等での保育を希望される場合	認定こども園(保育所部分) 保育所
3号認定	お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育施設等での保育を希望される場合	認定こども園(保育所部分) 保育所 小規模保育施設等

(2) 保育を必要とする事由(2・3号認定)、保育の必要量(利用できる時間)

保育を必要とする事由によって、認定する保育必要量が異なります。

・標準時間の場合・・・利用時間は最長11時間

・短時間の場合・・・利用時間は最長8時間

保育を必要とする事由	内容	保育必要量
就労(月48時間以上)	月120時間以上の就労	標準時間
	月48時間以上～120時間未満の就労	短時間
妊娠・出産	出産日(出産予定日)から起算して6週間前(多胎児は14週間前)の日の属する月の1日から出産日から起算して8週間が経過する日の翌日の属する月の末日)	標準時間
疾病・障がい	保護者の疾病、負傷、障がい	標準時間
求職活動	求職活動中	短時間
心身に障がいのある乳幼児	障がい者手帳の有無にかかわらず支援が必要な乳幼児	短時間
育児休業中(継続利用のみ)	既に保育を利用している子どもがいて同一施設の継続利用が必要な場合	短時間
介護・看護	同居又は長期入院等している親族の介護・(要介護認定1～5)・看護(居宅内常時付添い、もしくは入院、通院、通所等付添いで概ね半日単位月16日以上)	保育を必要とする時間に 応じて認定
災害復旧	震災、風水害、火災等の災害復旧	保育を必要とする時間に 応じて認定
就学(月48時間以上)	月48時間以上の就学	保育を必要とする時間に 応じて認定
虐待・DV	虐待・DVを受けている又は受けるおそれがあり、保育の必要性があると関係機関から認められる場合	保育を必要とする時間に 応じて認定
その他	上記に類する状態として市が認める場合	保育を必要とする時間に 応じて認定

※保育必要量によって、1日の最大の利用時間が異なりますが、実際の保育時間は、世帯ごとに保育が必要とされる時間となります。例えば、就労を理由として施設を利用する場合に、勤務時間と通勤時間を合わせた時間が利用時間となります。具体的には、入所時に各施設とご相談ください。

※通勤時間を含めた場合に、保育短時間を超える場合は、保育標準時間の認定にできる場合がありますので、こども政策課にご相談ください。

※開所時間や保育時間は施設により設定時間帯が異なります。保育必要量に応じた区分で利用できる各施設の時間帯を超える場合は「延長保育(有料)」となります。17～20Pの施設一覧表で開所時間や延長保育の時間等を確認してください。

※保育を必要とする事由又は保育必要量が変更となった場合は、認定の変更に伴う手続きが必要です。例えば、求職活動をしていたが就労先が決まった場合や、育児休業取得中の継続利用だったが復職する場合、就労時間が月120時間未満だったが月120時間以上の就労となった場合など、必ず変更の手続きをしてください。

(3) 保育必要量(標準時間⇔短時間)の変更について

2・3号認定の保育必要量は、保育を必要とする事由に変更が生じた場合、申請により、保育必要量を変更する必要があります。希望される月の前月20日までに必ず手続きをしてください。

提出書類(希望される月の前月20日までに提出)	提出先
<ul style="list-style-type: none"> 子どものための教育・保育給付支給認定申請書 本案内8～9Pに記載する「保育が必要な理由に応じた書類」のうち、該当する書類(変更があった方の書類のみ提出してください) 	<ul style="list-style-type: none"> 通園している施設 又はこども政策課

(4) 支給認定の切替えについて

① 1号認定から2号認定への切替え

入所申込が必要になります。申込状況によっては、切替えできない場合があります。申込手続きについては、本案内4～9Pをご覧ください。

② 2・3号認定から1号認定への切替え(※月途中の切替えはできません。)

施設区分	手続きについて	提出先
私立認定こども園	通園している施設に相談の上、1号の支給認定手続きをしてください。	通園している認定こども園
公立認定こども園 (市立忍ヶ丘おおぞらこども園)	希望される月の前月20日までに次の書類を提出してください。 ※新年度(4月)から切替えを希望する場合は、前年度10月初旬の1号受付期間に申し込んでください。それ以降も随時受付します。 ・保育施設等利用申込書 ・子どものための教育・保育給付支給認定申請書	こども政策課

③ 3号認定から2号認定への切替え

手続きは必要ありません。市で認定の変更を行います。

3. 保育施設等（2・3号認定）申込受付について

(1) 申込にあたっての注意事項

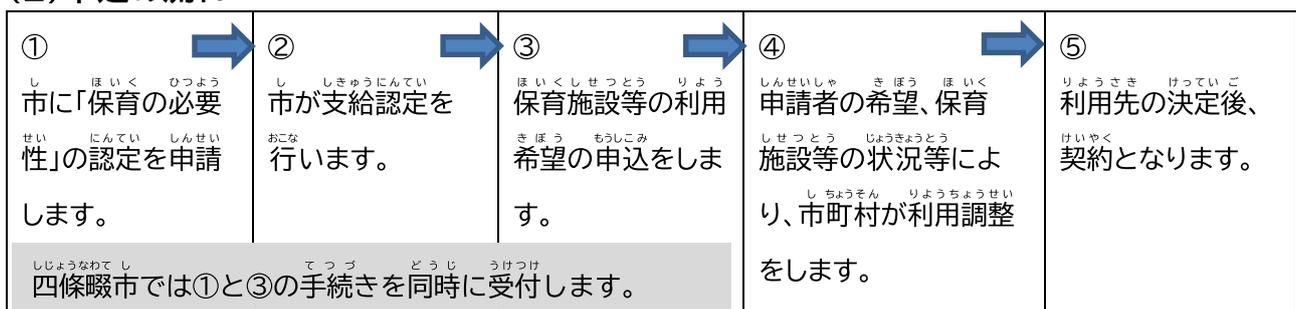
① 入所申込みについて

- ・ 申込書類に不足や不備がある場合は、申込みを受理できません。書類がそろった日を受付日としますので、ご注意ください。また、提出が遅れた場合は、次の選考の対象になりますので、締切日にご注意ください。
- ・ 申込みにあたり、事前に保育施設を見学されることをお勧めしています。見学については、直接、保育施設にお問い合わせください。
- ・ 各受付期間内の申込みの順番は選考基準に影響しません。（年度当初一斉受付終了後の随時選考を除く。）
- ・ 各選考で待機となった場合は、次の選考に引き継ぎますので、改めて申込みをする必要はありません。（現在待機となっている方も同様です。）
- ・ 世帯構成や就労状況等に変更があった場合や、申込みを取り下げの場合には、必ずこども政策課へご連絡ください。
- ・ 児童について、障がい等により特別な配慮が必要な場合は、事前にご相談ください。
- ・ 申込書類のコピーが必要な方は提出前に取っておいてください。特に育児休業から復職される方は、育児休業給付金の手続きのために必要となる場合があります。

② 入所について

- ・ 保育施設等入所選考基準指数に基づき、入所選考を行います。施設の空き状況等により入所をお待ちいただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。
- ・ 入所は、原則、毎月1日付けです。

(2) 申込の流れ



こども政策課に申込ください。

※支給認定に係る情報（支給認定決定通知書）は初回の結果通知に同封します。

なお、支給認定証を別途希望される方はこども政策課に申請ください。

● 認定こども園（幼稚園利用）等（1号認定）を利用希望の場合

私立認定こども園（幼稚園利用（1号認定））・私立幼稚園…直接施設に申込ください。

市立忍ヶ丘あおぞらこども園（幼稚園利用（1号認定））…こども政策課に申込ください。

れいわ ねん がつ にち にゆうしょ きぼう ばあい
(3)令和8年4月1日からの入所を希望する場合

いっせいうけつけ
①一斉受付

せんこう 選考	うけつけきかん 受付期間	けっかほつそうよてい 結果発送予定
じせんこう 1次選考	れいわ ねん がつ にち か がつ にち きん 令和7年11月4日(火)～11月28日(金)	れいわ ねん がつじようじゆんごろ 令和8年1月上旬頃
じせんこう 2次選考	れいわ ねん がつ にち げつ れいわ ねん がつ にち きん 令和7年12月1日(月)～令和8年1月30日(金)	れいわ ねん がつちゆうじゆんごろ 令和8年2月中旬頃
じせんこう 3次選考	れいわ ねん がつ にち げつ がつ にち きん 令和8年2月2日(月)～2月27日(金)	れいわ ねん がつちゆうじゆんごろ 令和8年3月中旬頃

- ・市内在住(転入予定を含む)の保育の必要性のある就学前児童が対象です。出産前も申込可能です。
- ・産後休業・育児休業明けの令和8年度途中の入所も上記受付期間に申込が可能です。
- ・申込の順番は選考に影響しません。保育施設等入所選考基準指数表に基づき、指数の高い順、指数が同じ場合は同点の場合の基準に基づき決定します。希望保育施設等に空きがあれば内定とします。
- ・基本的に、各選考の調整を行った結果、空いている枠に対して次の選考の調整を行います。
- ・各選考で待機・保留となった場合は、次の選考に引き継ぎます。
- ・入所を希望される施設は可能な限り見学いただいたうえでお申込みいただきますようお願いいたします。
- ・お申込み時にいただいた情報については、選考時に必要に応じて保育施設に提供する場合があります。あらかじめご了承ください。
- ・(仮称)幼保連携型認定こども園星子幼稚園については、令和8年8月開園にむけて準備を進めていますが、工事の進捗状況等により8月の開園が間に合わない場合は、開園できる月からの利用申込として取り扱いますので、あらかじめご了承ください。
- ・内定した場合のみ通知を郵送してお知らせします。入所が保留になった場合は、お知らせはありません。初回の保留の場合のみ、保留通知を郵送します。
- ・緊急を要する場合は、別に定める方法により決定を行うことがあります。

もうしこみほうほう 申込方法	もうしこみさき 申込先	じかんとく 時間等	
まどぐち 窓口	せいさくか ひがしべっかん かい およ たららししよ こども政策課(東別館2階)及び田原支所	ごぜん じ かん ごご じ かん 午前8時45分～午後5時15分 (土・日・祝日を除く)	
ゆうそう 郵送	しじょうなわてし なかのほんまち ほんごう 〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号 しじょうなわてし せいさくか 四條畷市こども政策課	しめきりびひつちやく 締切日必着	
でんしんせい 電子申請	こそだ わんす とつぷさーびす でんしんせい 子育てワンストップサービスにおける電子申請。 てんぷしよるい ゆうそう じさん しよるい 添付書類は郵送もしくはご持参ください。書類がそろった時点で受付とします。	りようもうしこみ 利用申込 	しきゆうにんていしんせい 支給認定申請 

※申込書類等に不備がある場合は申込み完了とはなりませんので、余裕をもってお申込みいただきますようお願いいたします。

②随時選考

いっせうけつけしゅうりょうご しんきもうしこみ かた きぼうしせつ ついか へんこう おこな にゅうしょほりゅう かた たいしょう がつ にゅうしょ
 一斉受付終了後、新規申込の方や希望施設の追加・変更を行う入所保留の方を対象に、4月から入所し
 たい方のニーズに応えるとともに、保留児童を減少させるため、保育施設に空きがある場合のみ随時選考を
 行います。この場合のみ先着順となります。

うけつけ期間 受付期間	れいわ ねん がつ にち げつ がつ にち きん せんちやくじゅん 令和8年3月2日(月)から 3月13日(金) ※先着順
うけつけ時間 受付時間	ごぜん じ ふん ごご じ ふん ど にち しゅくじつ のぞ 午前8時45分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)
うけつけばしょ 受付場所	せいさくかまどぐち こども政策課窓口のみ

(4)育児休業明けでの入所希望について

いくじきゅうぎょう あ にゅうしょきぼう
 ・育児休業明けで令和8年度途中の入所を希望される方は、令和8年度一斉受付一次選考から申込みが可能
 です。
 ふくしょく ほいくひょうじゅんじかん へんこう ばあい てつづ ひつよう
 ・復職にあたり、保育標準時間に変更される場合は、手続きが必要です。
 ふくしょく ただ ふくしょくしょうめいしょ せいさくか ていしゅつ ふくしょく ちえん ばあい ふくしょく かくにん
 ・復職後、直ちに「復職証明書」をこども政策課までご提出ください。復職が遅延する場合や復職の確認が
 できない場合は、内定の取消・退所となりますので、ご注意ください。

①育児休業の延長が可能な場合の取扱いについて

いくじきゅうぎょう えんちよう かのう ばあい とりあつか
 育児休業を延長し、育児休業給付金を受給するためには、1歳の誕生日時点で保育施設に入所でき
 なかったことを証明する書類の提出が必要です。育児休業取得中の保護者の中には、延長が可能なため
 ねんどうちゅう にゅうしょ きぼう かた
 年度途中の入所を希望しない方もいらっしゃいます。
 このため、育児休業の延長が可能で、他の申込者よりも後の順位付けでの利用調整を希望される方は、
 しゅうろうじょうきょう せたいじょうきょう がか しすう てん ほか しんせいしゃ あと じゅんいづ にゅうしょせんこう おこな
 就労状況や世帯状況に関わらず指数を1点とし、他の申請者よりも後の順位付けで入所選考を行います。

ただし、著しく入所が困難になるため、内容をよくご理解いただいたうえで、「育児休業の延長が可能な
場合の取扱いに関する誓約書」を入所申込時に提出ください。
 たいきしょうめいしょ びつよう ばあい べつしんせい ぶんしんせいふ おーむ しんせい
 また、待機証明書が必要な場合は、別途申請してください。電子申請フォームから申請いただけます。

たいきしょうめいしょぶんしんせいふ おーむ 待機証明書電子申請フォーム	
--	---

②育児休業明けのならし保育について

いくじきゅうぎょう あ ほいく
 育児休業を取得している人は、入所日(各月1日)から翌月1日までの復職日までの期間で『ならし保育』を
 りよう じつじ べんり にゅうしょきげつてい ほいくしせつどう べんり
 利用いただくことができます。実際の利用にあたっては入所決定した保育施設等とご相談ください。
 なお、保育料は入所日より納入義務が発生します。
 ご希望の場合は、あらかじめこども政策課へお知らせください。ただし、年度をまたいでのならし保育(4月1
 日(の復職など)は実施できないほか、行事等と重なる場合はご希望に添えない場合がありますので、ご了承くだ
 さい。

※『**ならし保育**』とは育児休業期間終了時に、新規に保育施設等に入所する児童について、**集団保育への適応等**を目的として、通常の保育の実施よりも時間を短縮して行う保育の事です。
 (例)6月1日が復職日の場合、5月1日から入所希望が可能

(5) 求職活動中の方について

求職活動中の方は、**入所日から90日以内に勤務開始が必要です。「就労証明書」を提出して**ください。90日以内に就労できない場合や就労の確認ができない場合は、内定の取消・退所となりますので、ご注意ください。

(6) 保育士等の優先入所について

保育士確保が喫緊の課題になっている現状を踏まえ、市内で働く保育士を増やし、拡大する保育需要に対応するため、市内保育施設で就労(内定)している保育士等の子どもについて入所選考において優先しています。市外在住の保育士等についても対象とします。

(7) 年度途中の入所を希望する場合

<p>受付期間</p>	<p>入所希望月の前々月の1日から入所希望月の前月9日(土曜日・日曜日・祝日の場合前開庁日) (例)令和8年7月1日入所希望の場合 受付期間:令和8年5月1日~6月9日 ※提出が遅れた場合、次の月の選考となりますので、ご注意ください。 ※産後休業・育児休業明けの場合、年度内の申し込みについては、入所希望月の前々月の1日以前から随時申込が可能です。</p>
<p>結果予定</p>	<p>【内定】 内定した場合のみ、こども政策課から電話でお知らせします。選考月の20日頃に通知を郵送します。 【保留】 入所が保留になった場合は、お知らせはありません。初回の保留の場合のみ、選考月の20日頃に保留通知を郵送します。 翌月以降の審査も引き続き行います(お取下げされない限り、来年度の入所選考にも引き継がれます)。申込を取下げの場合は、すみやかにご連絡ください。</p>

申込方法	申込先	時間等	
窓口	こども政策課(東別館2階)及び田原支所	開庁時間(土・日・祝日を除く)	
郵送	〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号 四條畷市こども政策課	しめきりびひつちやく 締切日必着	
電子申請	こそだ わんす とつがさーびす 子育てワンストップサービスにおける電子申請。 添付書類は郵送もしくはご持参ください。書類がそろった時点で受付とします。	りようもうしこみ 利用申込 	しきゅうにんていしんせい 支給認定申請 

※入所選考は毎月行っており、在所児童の退所等により空きが発生する場合など、年度途中でも入所できる場合もあります。しかしながら、基本的に4月入所の選考で各施設受け入れ可能な人数まで入所者を決定し

ており、年度途中は空きがない状況が続くことがありますのでご了承ください。

※申込書類等に不備がある場合は申込み完了とはなりませんので、余裕をもってお申込みいただきますようお願いいたします。



4. 保育施設等の申込に必要なもの

★用紙はこども政策課、田原支所にあります。市ホームページからもダウンロードできます。

1	<p><input type="checkbox"/> 保育施設等利用申込書(児童ひとりにつき1枚)</p> <p>※育児休業から復職される方は、育児休業給付金の手続きのために必要となる場合がありますので、お申し込み前に両面をコピーしてから提出してください。</p>
2	<p><input type="checkbox"/> 子どものための教育・保育給付支給認定申請書</p>
3	<p><input type="checkbox"/> 子どもの健康・発達状況確認票(児童ひとりにつき1枚)</p>
4	<p><input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類(個人番号カードの場合は②は不要です。)</p> <p>①個人番号確認書類(世帯全員の個人番号カード・個人番号の記載がある住民票の写しのいずれか)</p> <p>②本人確認書類(申込書提出者本人の運転免許証・個人番号カード等顔写真付本人確認書類1点又は、健康保険証・公共料金の領収証等顔写真のない本人確認書類2点)</p>
5	<p>保育を必要とする事由等に応じた書類※複数の事由に該当する人はそれぞれの書類必要</p>

<保育を必要とする事由等に応じた書類一覧> ※複数の事由に該当する人はそれぞれの書類必要

事由	提出が必要な人	提出書類
就労	雇用主がある会社員・公務員・パート・アルバイト・派遣社員として就労(内定)している人	<input type="checkbox"/> 就労証明書
	自営業の方、自営協力者の方、内職の方 ※「自営業」は、保護者自らが事業を営む場合とし、「自営協力者」は、2親等以内の親族が運営する事業所に勤める者として、法人化されている事業所の場合は、就労証明書以外の根拠資料は不要です。	<input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 就労状況を客観的に確認できる資料等(開業届、営業許可証、最新の確定申告書写し、事務所や店舗のパンフレット・チラシ等、給与明細やタイムカードの写し、業務委託契約書の写し等)のうち1点
育児休業中(継続利用または育児休業明けでの入所)	育児休業取得中の人	<input type="checkbox"/> 就労証明書
求職活動	求職活動中の人	<input type="checkbox"/> 求職活動状況等申告書

事由	提出が必要な人	提出書類
妊娠・出産	妊娠している人	<input type="checkbox"/> 母子手帳の写し (表紙・出生予定日記入欄)
	産前産後休暇取得予定の人	<input type="checkbox"/> 就労証明書
疾病・障がい	病気等で保育ができない人	<input type="checkbox"/> 疾病・障がい状況申告書
	障がいのある人	<input type="checkbox"/> 障がい者手帳等の写し <input type="checkbox"/> 疾病・障がい状況申告書
心身に障がいのある乳幼児	入所希望児に障がいがある、医師の継続した受診や経過観察を受けている、その他特別の配慮が必要な場合	直接お問合せください。
介護・看護	同居又は長期入院等している親族の介護・看護をしている人	<input type="checkbox"/> 介護・看護状況申告書 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい状況申告書 (介護・看護を受ける人の分)
就学	学生の人	<input type="checkbox"/> 就学等(予定)証明書
虐待・DV	虐待・DVを受けている又は受けるおそれがある人	<input type="checkbox"/> 保育の必要性があると関係機関が認める書類(事由に該当することが分かる関係機関の証明等)
その他 (災害復旧等)	その他保育ができない事情がある人	直接お問合せください。

対象者	必要書類
ひとり親の家庭	<input type="checkbox"/> (父親・母親)不在の申立書
転入前の人	<input type="checkbox"/> 土地売買契約書又は賃貸契約書等の写し (四條畷市内の住所、入居日・引渡し日要記載) <input type="checkbox"/> 申立書
育児休業の延長が可能で他の申込者よりも後の順位付けでの利用調整を希望される人	<input type="checkbox"/> 育児休業の延長が可能な場合の取扱いに関する誓約書
市内保育施設の保育士等(就労(内定)している保育士、保育教諭、看護師、准看護師、保健師、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭、子育て支援員)	<input type="checkbox"/> 保育士証等の写し <input type="checkbox"/> 保育士等優先入所に関する誓約書(月120時間以上就労(内定)している場合)
入所希望児が認可外保育所・託児所を利用している人	<input type="checkbox"/> 認可外保育所の在園証明書
未申告や四條畷市外から転入された人	P13をご覧ください。

5. 入所の内定・取消等について

(1) 入所の内定について

内定した保育施設(希望順位を問わず)を辞退する場合は、入所日に変更が生じた場合は、入所申込を取
下げて、新たに申込をしていただく必要があります。

ただし、出産前の申込により、誕生日が前後し、育児休業の復職日及び入所日に変更となる場合は、
こども政策課へ連絡してください。(入所月が変わる場合は、施設との調整が必要となります。なお、年度
を超えての変更はできません)

※内定辞退は、電子申請フォームからも届出いただけます。

入園内定辞退・申請取下電子申請フォーム



(2) 内定の取消・退所について

次のようなことがあれば、内定の取消・退所となる場合がありますので、ご注意ください。

①利用申込、面接調査時等に実際と違った記載、申立てをしたとき

②保育の実施に必要な事項について必要な申立てを行わなかった場合

③入所中、就労条件等に変更があり「基準」に当てはまらなくなったとき

④四條畷市から他市へ引越をしたとき

※原則退所していただけます。ご事情により入所の継続を希望される場合は、あらかじめ、ご相談ください。

⑤転入予定で申込をされていた方が入所までに転入されなかったとき

⑥お子さまが疾病等により集団保育を受けられない状態である場合

⑦その他、市長が不適当と認めたとき

6. 利用にあたっての注意事項

(1) 各種届出について

次のような場合は、こども政策課に必ず届け出てください。

①入所児童が病気等で長期欠席されるとき

②住所が変わったとき(市内転居又は市外へ転出)

③家族の状況が変わったとき(出産・離婚・再婚・祖父母との同居・病気・死亡等)

④保護者が転職・退職・就職されたとき

⑤育児休業を取得・変更するとき

⑥市民税の税額が変わったとき

⑦保育を必要とする事由に変更が生じたとき

(2) 転園について

保育施設等変更希望届をこども政策課又は田原支所にご提出ください。翌選考日より選考いたします。

なお、転園ができる場合のみご連絡いたします。転園が決まった場合は、退所届を提出してください。

※育児休業取得中は、お子さまの環境を変えないことを理由に在園されているため、転園を希望することはできません。復職に合わせてお申し込みいただくことは可能です。

※電子申請フォームから届出いただけます。

※申請時点でいずれかの教育・保育施設に在籍している場合に転園を希望することができます。4月入所が内定していても、3月に申請いただくことはできませんのでご注意ください。

保育施設等変更希望電子申請フォーム	
-------------------	--

(3) 退所について

①退所する場合は、退所届を保育施設等又はこども政策課、田原支所へ提出してください。

※用紙は保育施設等又こども政策課、田原支所にあります。

※電子申請フォームから届出いただけます。

退所電子申請フォーム	
------------	--

②次のような場合は退所となります。

あ ア	児童が1ヶ月間、1日も出席しない場合。ただし、児童の病気等の理由による場合は、こども政策課までご相談ください。
い イ	保護者の退職等により、保育施設等の入所要件がなくなったとき
う ウ	市外に転出したとき 他の市町村へ転出した後に継続して同じ保育施設等に通所を希望する場合でも退所届の提出が必要です。また、この場合、速やかに転出先の市町村で引き続き四條畷市の保育施設等に入所を希望するための手続きをしてください。
え エ	保育施設等を転園するとき

7. 保育料・給食費について

第2子以降の保育料完全無償化

四條畷市は複数のお子さんを育てる家庭を応援するため、第1子の年齢や所得に関係なく、生計を一にするきょうだいを年長順にカウントし、第2子以降の保育料の完全無償化を市独自で実施しています。

(1) 保育料(利用者負担額)・給食費について

保育料(利用者負担額)は、0歳児から2歳児までは、入所児童の世帯の市民税額の合計額によって、保育料徴収基準表(P14)に基づき決定します。

四條畷市の保育料は、保護者の負担軽減のため、国の定める保育料を軽減して定めており、軽減分は市が負担しているほか、第2子以降については、市独自で保育料を無償としています。保育料については、施設の健全な運営のために、期限内の納付をお願いいたします。

なお、3歳児から5歳児までと、0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯は、幼児教育・保育無償化制度により保育料が無償です。

食料費(給食費)や行事費等は保護者負担になります。(0~2歳児は給食費はありません。)

なお、年収360万円未満相当世帯及び就学前の子どもからかぞえて第3子以降の場合、副食費(おかず・おやつ等)が免除されます。

(2) 保育料(利用者負担額)・給食費の算定について

保育料及び副食費の負担区分決定は、毎年4月と9月が切替え時期となります。4月から8月までは前年度の市民税額、9月から翌3月までは当該年度の市民税額に基づき算定します。

令和8年度保育料は4月の決定後に通知します。年度途中に入所が決定した場合は、入所前月に通知します。

4月~8月	9月~翌3月
前年度の世帯の市民税所得割額の合計額	当該年度の世帯の市民税所得割額の合計額

●保育料及び副食費の負担区分決定のため、世帯の市民税の課税台帳を閲覧します。

●原則として、四條畷市民は税関係書類の提出は不要ですが、所得の申告がお済みでない方は申告が必要となります。また、四條畷市外から転入された方は課税状況の確認ができないため、マイナンバーによる情報連携を行います。

●算定に必要な書類を提出されない場合は、一旦、最高額で決定しますので、ご了承ください。所得の修正申告や世帯状況が変更になる場合は、すみやかに申し出ください。

※下記に該当する年収360万円未満相当の世帯につきましては、負担軽減措置を適用しています。

ご不明な点につきましては、こども政策課までお問い合わせください。

- 「母子家庭等」…母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯
- 「在宅障がい児(者)のいる世帯」…次に掲げる児童(者)がいる世帯をいう。
 - 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童又は国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

※政令指定都市への税源移譲に伴い、8%の市町村民税率が適用されている方については、市町村民税所得割に6/8を乗じた額を基に階層区分を決定しています。

はいとうこうじょがく じゅうたくかりいれきんどうとくべつぜいがくこうじょがく き きんぜいがくこうじょがく がいこくじんぜいがくこうじょがく はいとうがく かぶきどうじょうとじょうとくこうじょがく
※配当控除額、住宅借入金等特別税額控除額、寄附金税額控除額、外国人税額控除等、配当額・株式等譲渡所得控除額に

はいくりょう けつてい しょうとくわりがく さんてい こうじょ
ついては、保育料を決定する所得割額の算定では控除しないこととなっています。

(3) 未申告の方や四條畷市外から転入された方について

① 未申告の方

みしんこく かつ しんこく しみんぜいがく みかてい かつ にゅうしょまえ しんこく しじょうなわてし やくしよほんかん かい
未申告により、市民税額が未確定の方は入所前までに申告してください(四條畷市役所本館1階
ぜいむか しんこく さい せいさくか しんこく ひか ていしゆつ
税務課)。※申告された際は、こども政策課に申告の控えをご提出ください。

② 四條畷市外から転入された方

	りょうねんげつ 利用年月	じょうほうれんけいさき 情報連携先
れいわ ねん がつ にち い こう てんにゅう かつ 令和7年1月1日以降に転入された方	れいわ ねん がつ がつりようぶん 令和8年4月～8月利用分	れいわ ねん がつ にちじてん じゅうしよち 令和7年1月1日時点の住所地
れいわ ねん がつ にち い こう てんにゅう かつ 令和8年1月1日以降に転入された方	れいわ ねん がつ がつりようぶん 令和8年9月～3月利用分	れいわ ねん がつ にちじてん じゅうしよち 令和8年1月1日時点の住所地

せんじゅうしよち みしんこく ばあい じょうほうれんけい しゆとく しんこくご かせいしよめいしよ ていしゆつ
※前住所地で未申告だった場合は情報連携での取得ができないため、申告後に課税証明書をご提出いた
ばあい
だく場合があります。

はいぐうしゃこうじょうじょうほうれんけい しゆとく かせいしよめいしよどう ていしゆつ ねが ばあい
※配偶者控除等情報連携で取得できないものについては、課税証明書等の提出をお願いする場合があります。
ます。

(4) 在宅障がい児(者)がいる世帯について

つぎ かつか じどう もの せたい てちょうまた しょうしよ うつ ていしゆつ
次に掲げる児童(者)がいる世帯は、手帳又は証書の写しを提出してください。

- 1 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
りょういてくちやうせい じょうこう ねんこうせいしよほつじだい ごう さいだ しんたいしよがいしやてちやう こうふ う もの
- 2 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
せいしんほけんおよ せいしんしよがいしやふくし かん ほうりつ しょうわ ねんほうりつだい ごう さいだ じょう さいだ せいしんしよがいしやほけんふくしてちやう
- 3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の
こうふ う もの
交付を受けた者
- 4 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童又は
こくみんねんきんほう しょうわ ねんほうりつだい ごう さいだ こくみんねんきん しょうがい き そ ねんきんどう じゆきゆうしや
国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(5) 保育料(利用者負担額)の減免について

つぎ りゆう ほういりょう げんめん しんせい ばあい ほういくせつとう ほういりょうげんめんしんせいしよ ていしゆつ
次の理由により保育料の減免を申請しようとする場合は、保育施設等に『保育料減免申請書』を提出してく
ほういくせつとう せいさくか ていしゆつ
ださい(保育施設等からこども政策課に提出してもらいます)。

なお、(4)の減免理由の場合のみ、こども政策課へ直接、申請してください。

- (1) 保護者や乳幼児の病気により、欠席が引き続き 15日以上にわたったとき
- (2) 保護者や乳幼児の病気により、出席の日数がその月の保育を実施する日数の2分の1未満であったとき
- (3) 保護者や乳幼児の病気により、1月のうち1日も出席しなかったとき
- (4) 生活困窮世帯(当該年中の世帯の合計所得金額の見込み額が本人の意思によらず前年中の世帯の合計所得の概ね2分の1以下に減少する者)の乳幼児であるとき

げんめん しんせいりゆう しんだんしよどう てんぶしよるい ひつよう
※減免の申請理由によっては、診断書等の添付書類が必要です。

いくじきゆうきやうきゆうふきんどう しきゆう う ばあい がく しよとく
※育児休業給付金等の支給を受けている場合は、その額を所得とみなします。

(円)

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			保育料 (月額)				
			3号認定 (3歳児未満)				
階層区分	定義	第1子				第2子以降	
		一般世帯		ひとり親世帯等			
		標準時間	短時間	標準時間	短時間		
A	生活保護法による被保護者世帯 (単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	
B1	A階層を除き、当該年度分 (4月から8月までの間においては、前年度分) の市町村民税が非課税の世帯	0	0	0	0		
B2	A階層を除き、当該年度分 (4月から8月までの間においては、前年度分) の市町村民税のうち均等割の額のみ在世帯 (所得割の額のない世帯)	6,700	6,700	0	0		
C1	A階層を除き、当該年度分 (4月から8月までの間においては、前年度分) の市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	1円以上 30,000円未満	11,200	11,100	5,200		5,150
C2		30,000円以上 48,600円未満	13,900	13,700	6,550		6,450
C3		48,600円以上 57,700円未満	15,000	14,700	7,100		6,950
C4		57,700円以上 67,000円未満	16,000	15,700	7,600		7,450
C5		67,000円以上 77,101円未満	20,400	20,000	9,000		9,000
C6		77,101円以上 85,000円未満	22,600	22,200	22,600		22,200
C7		85,000円以上 103,000円未満	25,500	25,100	25,500		25,100
C8		103,000円以上 121,000円未満	34,100	33,600	34,100		33,600
C9		121,000円以上 169,000円未満	40,000	39,400	40,000		39,400
C10		169,000円以上 180,000円未満	48,300	47,500	48,300		47,500
C11		180,000円以上 328,000円未満	51,800	51,000	51,800	51,000	
C12		328,000円以上	59,000	58,100	59,000	58,100	

8. 幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育の無償化は、3歳児クラス（3歳で迎える4月1日の年度）から小学校入学前までと、2歳児クラス（3歳になって最初の3月31日までの年度）までの市民税非課税世帯が対象となります。また、無償化（一部上限あり）の対象となるサービスは、保育の必要性の有無によっても異なります。無償化の対象となるためには、すべての人がサービスを利用する前に給付認定を受ける必要があります。

認定こども園（1号認定）等の利用者で、預かり保育の利用を希望する人や、認可外保育施設や一時預かり事業などを利用している人は、無償化給付を受けるためには、新2号・新3号認定（子育てのための施設等利用給付認定）を新たに受ける必要があります。認定を受けていない場合は申請が必要です。

詳しくは、市ホームページの「幼児教育・保育の無償化について」のページをご覧ください。



【認定の種類及び区分】

教育・保育給付		施設等利用給付	
1号認定	満3歳以上の就学前子ども	新1号認定	満3歳以上の就学前子ども（新2号・新3号以外）
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	新2号認定	満3歳になって最初の3月31日を経過した保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども	新3号認定	満3歳になって最初の3月31日までの間にある保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（市民税非課税世帯に限る）

9. 企業主導型保育事業

企業主導型保育事業は、会社がつくる保育園で、従業員の子どもが利用する「従業員枠」と従業員以外の地域の子どもが利用する「地域枠」があり、大阪府の所管となります。利用の申請や保育料等については、直接各施設にお問合わせください。

施設区分	施設名	所在地	電話
企業主導型	椰の木保育園	清滝中町19番9号	072-877-2654
	迦の森こども保育園	清滝中町30番7号	072-879-3680
	かがやき保育園	楠公一丁目14番8号	072-877-5000
	第二かがやき保育園	楠公一丁目15番5号	072-878-5151

※地域枠を利用する場合は、入所決定後、市に支給認定申請書と保育の必要性がわかる書類（P8～9）を提出してください。

10. 特定教育・保育施設等の連絡先

しせつ 施設 くぶん 区分	こうし 公・私 くぶん 区分	しせつめい 施設名	しよざいち 所在地	でんわ 電話	ほむぺーじ ホームページ こーど QRコード
にんてい 認定こども園 えん	こうりつ 公立	しのぶがおか 忍ヶ丘あおぞら こども園	おかやまさんちようめ ほん ござ 岡山三丁目2番11号	072-877-7583	
	しりつ 私立	しじょうなわて 四條畷すみれ ほいくえん 保育園	きたでちよう ほん ござ 北出町11番7号	072-878-5961	
		にんてい えん 認定こども園 しのぶがおかあいくえん 忍ヶ丘愛育園	おおあざおかやま ほん ち 大字岡山125番地の1	072-877-0123	
		しのぶがおか 忍ヶ丘いるか こども園	おかやまひがしに ちようめ ほん ござ 岡山 東二丁目3番28号	072-862-1515	
		たわらだい 田原台ひまわり こども園	たわらだいなちようめ ほん ござ 田原台七丁目1番7号	0743-78-0133	
		にんてい えん 認定こども園 なわて ほいくえん 畷すずらん保育園	こめぎきちよう ほん ござ 米崎町7番26号	072-863-1111	
		えん なわてすみれ園	かりやきたまち ほん ござ 雁屋北町6番18号	072-380-0748	
		えん 幼稚園型認定こども園 なわてようちえん 畷幼稚園	なかのほんまち ほん ござ 中野本町7番1号	072-877-0339	
		かしょう (仮称) ようほれんけいがたにんてい えん 幼保連携型認定こども園 せいしちようちえん 星子幼稚園	しとみやほんまち ほん ござ 部屋本町11番5号	072-876-1826	
		ほいくしよ 保育所(園) えん	こうりつ 公立	おかべほいくしよ 岡部保育所	すないちちようめ ほん ござ 砂一丁目8番13号
しりつ 私立	なわてあさひがおか 畷アサヒヶ丘 ほいくえん 保育園		みなみのろくちようめ ほん ござ 南野六丁目9番70号	072-879-2003	
	なわて 畷たんぽぽ保育園		おおあぎきよたき ほん ち 大字清瀧445番地の9	072-863-3368	
しよきほほいくしせつ 小規模保育施設	しりつ 私立	ちりほいくえん おひさまの森保育園	きよたきなかまち ほん ござ 清滝中町12番27号	072-812-7867	
		かりやべびー センター	かりやきたまち ほん ござ 雁屋北町17番33号	072-878-2178	
		「O」(まんまる) (なわてようちえんない 畷幼稚園内)	なかのほんまち ほん ござ 中野本町7番1号	072-877-0331	

※QRコードを読み取りにくい場合は、不要なコードを隠して読み取ってください。



とくていきょういく ほいくしせつとう じっしじょうきょうとう れいわ ねんどよてい
11. 特定教育・保育施設等の実施状況等 (令和8年度予定)

令和7年9月現在の情報のため、内容が変更となることがあります。
 ※各園の状況により人数を制限する場合があります。

施設区分	対象児童	施設名	定員(人)	【開所時間】	休所日 ※1号は 別途長期 休業あり	駐車場(台)	制服	給食費・おやつ代	
				教…教育標準時間 標…保育標準時間 短…保育短時間				おむつ	
認定こども園	1号: 3歳児 ～ 就学前 2.3号: 2ヶ月 ～ 就学前	しりつしのぶがおか 市立忍ヶ丘 あおぞら こども園	198 1号:100 2.3号:98	【7:30～19:00】 教 9:00～14:00 標 7:30～18:30 短 9:00～17:00	12/29 ～1/3	5	—	1号 250 円/日、2号 270 円 /日(おやつ代含) 保護者持参・施設で処分	
	1号: 満3歳 3歳児 2.3号: 2ヶ月 ～ 3歳児	しじょうなわて 四條畷 すみれ ほいくえん 保育園	64 1号:6 2.3号:58	【7:00～19:00】 教 9:00～14:00 標 7:00～18:00 短 9:00～17:00	12/29 ～1/3	4	体操服の み	1号 310 円/日、2号 360 円 /日 (おやつ代含) お尻ナップ、食事エプロン、 口ふき含むサブスク・施設で 処分	
	1号: 満3歳 ～ 就学前 2.3号: 2ヶ月 ～ 就学前	しのぶがおか 忍ヶ丘 あいこくえん 愛育園	120 1号:15 2.3号: 105	【7:00～19:30】 教 9:00～15:30 標 7:00～18:00 短 9:00～17:00	12/30 ～1/3	12	○	270 円/日(おやつ代含) 紙おむつ定額制・施設で原則 処分	
		しのぶがおか 忍ヶ丘 いるか こども園	99 1号:9 2.3号:90	【7:00～19:00】 教 9:00～13:00 標 7:00～18:00 短 9:00～17:00	12/29 ～1/3	7	○ 靴は自由	1号 5,000 円/月、2号 6,000 円 /月、土曜日は別途 300 円 /日(おやつ代含) サブスク・施設で処分	
		たわらだい 田原台 ひまわり こども園	145 1号:15 2.3号: 130	【7:00～19:00】 教 8:30～13:30 標 7:00～18:00 短 8:30～16:30	12/29 ～1/3	5	○	1号 5,510 円/月(長期休暇は 別途必要)、2号 5,800 円/月 土曜日は別途 290 円/日 (おやつ代含) おむつ、エプロン、口拭きサ ブスク予定・施設で処分	
		なわて 畷 すずらん ほいくえん 保育園	150 1号:10 2.3号:140	【7:30～19:30】 ※土曜日 19:00 教 9:00～14:00 標 7:30～18:30 短 9:00～17:00	12/29 ～1/3	11	—	1号 5,400 円/月、2号 6,600 円 /月、土曜日は別途 330 円 /日(おやつ代含) 保護者持参・施設で処分	
	※各園の 状況によ り人数を 制限する 場合があ ります。	なわて すみれ園	165 1号:15 2.3号:50	【7:30～19:30】 教 9:00～14:00 標 7:30～18:30 短 9:00～17:00	12/29 ～1/3	12	—	1号 310 円/日 2号 360 円/日 ※新年度から変更になる可 能性があります。 サブスク・施設で処分	
	子どもたちの「知りたい! やってみたい! 」という気持ち大切に、年齢に応じた育児担当保育・プロジェクト型保育を行っています。給食、おやつは市の栄養士が献立を作り、食育に力を入れています。								
	0歳～3歳児の認定こども園。4歳児から系列のなわてすみれ園に進級します。家庭的な雰囲気大切にしながら、乳幼児の心身の能力を伸ばす保育を行います。給食は、和食をメインに、納豆、梅干し、煮干し等の噛み噛みメニューを取り入れています。								
	子どもの伸びようとする力を支え、子どもの可能性を引き出します。自分の価値に気づき、喜びを感じ、人も大切にできることが園の目標です。								
幼児教育充実で子どもの目線に立ち、一人ひとりに応じた保育をおこないます。また食育にも力をいれており食を通して生きる力を伸ばします。									
人と人とのつながりを大切に、長所も短所も認め合い、笑顔の絆が続く保育を目指します。									
子どもも、大人も、共にそだちあう「笑顔あふれるこども園」です。園の子ども農園は、子どもの楽園、野菜や虫の宝庫です。自然に触れながら、五感を使って体験し、学びにつなげます。									
できる限り恵まれた保育環境(人・もの・空間・体験)の中で、ノビノビと自主性・自立性を伸ばす保育を目指しています。									

施設区分	対象児童	施設名	定員(人)		【開所時間】	休所日	駐車場(台)	制服	給食費・おやつ代
			教…教育標準時間 標…保育標準時間 短…保育短時間	教 9:00~14:00 標 7:30~18:30 短 9:00~17:00	※1号は 別途長期 休業あり	おむつ			
認定こども園	満3歳～ 就学前	幼稚園型 認定 こども園 暇幼稚園	240	1号:180 2号:60	【7:30~18:30】 教 9:00~14:00 標 7:30~18:30 短 9:00~17:00	12/29 ~1/4	5 共有	○	1号 324円/日 2号 364円/日(おやつ代含) —
	1号: 満3歳～ 就学前 2.3号: 2ヶ月～ 就学前	(仮称) 幼保連携型 認定こども園 星子幼稚園	85	1号:15 2・3号:70	【7:00~19:00】 教 9:00~14:00 標 7:30~18:30 短 9:00~17:00	12/29 ~1/3	8	帽子のみ ※R9年 度より制 服導入予 定	1号 260円/日 2号 310円/日(おやつ代含) サブスク・施設で処分
(※令和8年8月の開園に向けて準備を進めておりますが、工事の進捗により8月より遅くなる場合がありますのでご了承ください。) 子どもの権利という観点を基調に、一人ひとりの興味、関心を丁寧に汲み取り、深め広げることができる環境を整え、子どもにとって安全、安心の生活の場であることを目指しています。									
保育所	2ヶ月～ 就学前	市立 岡部保育所	90		【7:30~19:00】 標 7:30~18:30 短 9:00~17:00	12/29 ~1/3	—	—	270円/日(おやつ代含) 保護者持参・施設で処分
	※各園の 状況により 人数を 制限する 場合があり ます。	暇アサヒケ丘 保育園	130		【7:00~19:00】 標 7:00~18:00 短 9:00~17:00	12/29 ~1/3	5	体操服のみ	6,600円/月、土曜日は別途 300円/日(おやつ代含) 保護者持参・持ち帰り サブスク・施設で処分
		暇たんぼぼ 保育園	70		【7:00~19:00】 標 7:00~18:00 短 9:00~17:00	12/29 ~1/3	6	—	5,700円/月、土曜日は別途 285円/日(おやつ代含) 保護者持参・施設で処分
「食べることは生きる力」と考えて、安心で安全な食材を吟味して給食を提供・クッキング保育実施・個々に応じたアレルギー食にも対応しています！多様な人間関係を築くために異年齢保育を実施しています。 子どもの意見表明を大切に「子どもと保護者と共に創る保育」を実践しています。									
小規模保育施設	2ヶ月～ 2歳児	おひさまの 森保育園	19		【7:30~19:00】 標 7:30~18:30 短 9:00~17:00	12/30 ~1/3	6	—	— 保護者持参またはサブスク・施設で処分
		かりやべびー センター	19		【7:30~18:30】 標 7:30~18:30 短 7:30~18:30 (内8時間)	12/29 ~1/3	—	—	— 保護者持参またはサブスク・施設で処分
家庭的で温かみのある雰囲気や大切に、安心できる環境のもと、子ども一人ひとりの発育、発達に見合った丁寧な保育を心掛けています。保護者の皆様と一緒に子どもの成長を見守り、育てていけたらと思います。									
1・2歳児		「〇」(まんまる)暇幼稚園内	18		【7:30~18:30】 標 7:30~18:30 短 7:30~18:30 (内8時間)	12/29 ~1/3	5 共有	—	— ※アレルギー児は要相談 保護者持参・施設で処分
1、2歳児がまんまるでの生活を気持ちよく感じる、そこから豊かな情感や様々な体の動きにつながる保育を心がけています。連携施設のなわて幼稚園の園庭やホール、屋上庭園を使用して遊び、幼稚園児らと異年齢交流を行っています。また移動動物園や人形劇鑑賞会といった幼稚園の行事にも一緒に参加します。									

12. 特別保育について 《申込先：各施設》

保育施設等では、子育て家庭のいろいろなニーズに応え、安心して子育てができる環境をつくるため、さまざまな取り組みを行っています。

※保育料以外に必要な費用は、施設からの申し出による情報です。詳細は直接施設にお問い合わせください。

施設名	延長保育・預かり保育	一時預かり	保育料以外に必要な費用	その他
忍ヶ丘 あおぞら こども園	【1号認定預かり保育時間】 14:00～17:00 1回 400円 【2・3号認定延長時間】 保育標準時間 18:31～19:00 保育短時間 7:30～8:59 17:01～19:00 延長保育 30分につき 100円 ※生活保護世帯(階層区分A): 無料 ※所得税非課税世帯(階層区分B1): 50円	未実施	入園時用品代 3歳児 1,660円 4歳児 2,870円 5歳児 2,870円 ※令和6年4月入園時の価格 災害共済掛金 200円 帽子代、遠足バス代	おやこ教室/子育て相談(事前予約制)/おもちゃの貸出(子育てほけっと)/園庭開放、行事開放/病児保育事業【体調不良児型】
四條畷 すみれ 保育園	【1号認定預かり保育時間】 7:00～9:00 13:00～19:00 30分毎 150円 ※13:00～14:00は減免 【2・3号認定延長時間】 保育標準時間 18:01～19:00 18:01～18:30 150円 18:31～19:00 200円(おやつ代含) 保育短時間 7:00～9:00/17:00～19:00 30分毎 150円	対象年齢：1歳～3歳児 利用時間 9:00～17:00 1時間毎:400円(おむつ含む) 3歳児は 350円 給食代:300円 おやつ代:100円	入園時(体操服、個人用品費) 0歳児 2,000円 1歳児 7,230円 2歳児 9,310円 3歳児 9,550円 サブスクおむつ代 0歳児 2,400円/月 1歳児 1,800円 2歳児 1,600円 災害共済掛金 年 150円 絵本代 420円～460円/月 遠足バス代 *2025年4月現在の価格	親子教室/子育て相談/園庭開放/絵本・紙芝居貸出し/リサイクルバザー、
忍ヶ丘 愛育園	【1号認定預かり保育時間】 7:00～8:59、15:31～18:00 30分延長毎 150円 【2・3号認定延長時間】 保育標準時間 18:01～19:30 18:01以降 30分延長毎 150円 補食代:100円(18:31以降対象) 保育短時間 7:00～8:59、17:01～19:30 30分延長毎 150円 補食代:110円(18:31以降対象)	対象年齢：6ヶ月～就学前 利用時間 9:00～17:00 4時間まで：1時間毎 350円 4時間超：30分毎 200円 寝具リース代：1,980円(月極)※持ち込み応相談 給食代：330円(おやつ代含) おやつのみ：110円 ミルクのみ：110円	施設管理維持費 2,000円 制服(ジャケット) 11,000円 制服(スカート) 8,250円 制服(パンツ) 8,250円 体操服(半袖シャツ) 2,860円 体操服(半パンツ) 2,200円 スモック 1,750円 フィットいろいろうし 940円 月間絵本 月 570円 出席カード 390円 出席シール 270円 寝具リース代 月 1,980円 紙おむつ定額制 日 132円 おたよりケース 360円 歯ブラシ 1,320円 歯ブラシケース 264円 他 ※2024年4月現在の価格	子育て相談/さんさん広場/あいあい広場/すいすい広場/メールによる子育て相談/病児保育事業【体調不良児型】
忍ヶ丘 いるか こども園	延長時間： 18:01～19:00 保育標準時間 18:01以降 30分延長毎 150円(補食代込) 保育短時間 7:00～9:00 17:01～19:00 30分毎 150円	対象年齢：生後6ヶ月～就学前 利用時間 9:00～17:00 3歳未満 4時間まで 2,500円 8時間まで 3,000円 延長 30分につき 400円 3歳以上 4時間まで 2,200円 8時間まで 2,400円 延長 30分につき 300円 給食・おやつ代：300円	サブスクオムツ 3,300円 エプロン・おしぼり 1,980円 幼児入園時制服、体操服代 36,290円程度 用品代 8,000円程度 全園児毎月コベル教育代 2,000円 絵本代 450円	子育て相談/子育て広場/子育てカフェ【病児保育】 利用時間 8:30～18:00(平日のみ)延長保育はありません。 利用料金 (市内在住) 2,300円 (市外在住) 5,300円 昼食・おやつ代含
田原台 ひまわり こども園	【1号・新2号認定延長時間】 7:00～7:59 100円 8:00～8:29 50円 16:30～16:59 50円 17:00～17:59 100円 【1号・新2号認定預かり保育時間】 13:30～16:29 450円(おやつ代含まず) 【2・3号短時間認定延長時間】 7:00～7:59 100円 8:00～8:29 50円 16:30～16:59 50円 17:00～17:59 100円 18:00以降 30分毎 150円 【2・3号標準時間認定延長時間】 18:00以降 30分毎 150円	対象年齢：生後2ヶ月～就学前(市内在住) 利用時間 9:00～18:00 3歳未満：4時間まで 2,500円 8時間まで 3,000円 1時間延長：800円 3歳以上：4時間まで 2,000円 8時間まで 2,500円 1時間延長：700円 給食：300円 おやつ(1回) 100円 ミルク(1日) 50円	絵本代(0歳児～5歳児) 460円～550円 教材費(3歳児～5歳児) 460円～1,690円 テキスト代 7,200円 制服、体操服代 41,970円 ※靴、スモックも含む 用品代(0歳児～5歳児) 600円～12,900円 布団リース代 1,050円～1,650円 おむつサブスク 3,250円程度 エプロンサブスク 1,210円程度	地域子育て拠点事業(グリーンホール田原にて) / 子育て相談/園庭開放/育児講座/病児保育事業【体調不良児型】/学童保育
畷すずらん 保育園	【2・3号認定延長時間】 保育標準時間 18:31～19:30 30分毎 150円 保育短時間 17:01～19:30 30分毎 150円 【1号認定預かり保育時間】 14:01～17:00 435円(おやつ代含) 17:01～19:30 30分毎 150円 【共通】 18:31以降軽食提供時：1食 150円	対象年齢：生後6ヶ月～就学前 利用時間 9:00～閉所時間内 4時間までの利用：1,400円 4時間超 8時間までの利用： 60分毎 350円 8時間超の利用：30分毎 200円 給食：330円 牛乳代：60円 おやつ代：60円	実費費用の徴収 共済費 210円(年額) 遠足時のバス代・電車賃 実費(3,500～4,000円程度) 用品代 3,000円程度	子育て相談/園庭開放/育児講座/子育てサロンにこにこ塚米での保育サポート/病児保育事業【体調不良児型】

施設名	延長保育・預かり保育	一時預かり	保育料以外に必要な費用	その他
なわてすみれ園	【2・3号認定延長時間】 保育標準時間 18:31～19:30 保育短時間 7:30～9:00・17:01～19:30 30分毎に150円(30分未満も150円) ※19時以降は30分300円 ※1号認定のみ13～14時は減免制度あり	対象年齢：生後9ヶ月～就学前 利用時間 9:00～17:00 0～2歳児 1時間400円 3～5歳児 1時間350円 給食費300円、 おやつ代100円 ※在園児預かりの余裕枠で実施のため、要事前連絡	【オムツ代(月額)】 0歳児:2,400円 1歳児:1,700円 2歳児:1,200円 【物品費】 クラス帽・ノート:年1,660円 お道具箱セット:2,400円 【バス代】 遠足バス代(行先により変動) ※2025年8月時点の価格	子育て相談/ 園庭開放
幼稚園型認定こども園 暁幼稚園	【1号認定預かり保育時間】 15:00～17:00 300円(おやつ持参) 【新2号認定預かり保育時間】 15:00～18:30 450円(おやつ持参) 【2号短時間認定延長時間】 7:30～8:00 100円 17:01～18:00 100円 18:01～18:30 100円	未実施	入園準備費40,000円 施設費15,000円 検定料5,000円 バス管理費3,500円(バス通園児のみ) 制服代・用品代 ※入園時の費用として	子育て相談/ナースリー保育
(仮称)幼保連携型認定こども園 星子幼稚園(※)	【1号認定預かり保育時間】 14:00～18:30 450円(おやつ代含まず) 【新2号認定預かり保育時間】 14:00～18:30 450円(おやつ代含まず) 【2・3号認定延長時間】 保育標準時間 7:00～7:30・18:30～19:00 (30分毎150円) 保育短時間 7:00～9:00・17:00～19:00 (30分毎150円)	未実施	1・2号準備費:35,000円 施設費:15,000円 ※1・2号認定児のみ 【オムツ代】未定 【布団リース代】未定 【用品代】未定	園庭開放/未就園児親子教室/子育て相談
岡部保育所	延長時間: 保育標準時間 18:31～19:00 保育短時間 7:30～8:59 17:01～19:00 延長保育30分につき100円 ※生活保護世帯(階層区分A):無料 ※所得税非課税世帯(階層区分B1):50円	未実施	災害共済掛金 210円 帽子代 遠足バス代	おやこ教室/子育て相談(事前予約制)/おもちゃの貸出(子育てほけっと)/園庭開放、行事開放/病児保育事業【体調不良児型】
暁アサヒヶ丘保育園	延長時間: 保育標準時間 18:01～19:00 18:01～18:30 150円 18:31～19:00 200円(おやつ代含) 保育短時間 7:00～9:00 17:01～18:00 30分毎150円 18:01以降は、保育標準時間と同じ	対象年齢：生後6ヶ月～就学前 利用時間 9:00～17:00 1時間:400円 ※3歳児以上のみ 給食代:250円 おやつ代:50円 1日最大8時間で3,200円	用品代 3～5才約12,170円 2才 約7,880円 1才 約3,270円 月間絵本 3～5才約500円/月	通園バス:月3,300円(満1歳6ヶ月以上対象)田原地区への送迎あり※送迎場所は個別相談/子育て相談/園庭開放/学童保育(小学校の長期休業中)
暁たんぼぼ保育園	延長時間: 保育標準時間 18:01～18:30 150円 18:31～19:00 150円 保育短時間 7:00～9:00・17:01～19:00 30分毎150円 19:00～20:00 までの利用:500円(食事つき)	対象年齢：生後6ヶ月～就学前 利用時間 7:00～20:00 1時間毎:350円 給食:290円 おやつ代(1回):50円	園に問い合わせください	地域子育て拠点事業 併設/子育て相談/園庭開放/病児保育事業【体調不良児型】/学童保育
おひさまの森保育園	保育標準時間 18:31～19:00 30分150円 補食代100円(18:31以降対象) 保育短時間 7:31～9:00、17:01～19:00 30分毎150円 補食代110円(18:31以降対象)	対象年齢：生後6ヶ月～2歳児 利用時間 9:00～17:00 4時間まで:1時間毎350円 4時間超:30分毎200円 寝具リース代1,980円(月極) ※持ち込み応相談 給食代:330円(おやつ代含) おやつのみ:110円 ミルクのみ:110円	園に問い合わせください	
カリヤベビーセンター	未実施	対象年齢：生後4ヶ月～2歳児 利用時間 8:00～18:00 1時間毎:350円 給食代 250円 おやつ代 50円	園に問い合わせください	
「O」(まんまる)	未実施	対象年齢：1・2歳児 利用時間 9:00～17:00 4時間までの利用:2,500円 給食・おやつ代:300円 寝具(利用時)リース代:100円 申込は前日の午後12時までに「まんまる」事務所までお電話ください。	寝具リース代:2,420円(月額)	

※(仮称)幼保連携型認定こども園星子幼稚園については、令和8年8月の開園にむけて準備を進めておりますが、工事の進捗状況等により8月より遅くなる場合がありますのでご了承ください。

13.Q&A 入所に関するよくあるご質問

問1、受付期間内の申込の順番は早い方が選考の際に有利ですか？

回答 申込の早さは選考に影響しません。保育施設等入所選考基準指数表に基づき、お子さまの保育が必要な度合いの高い順、基準が同じ場合は同点の場合の基準に基づき決定します。希望保育施設等に空きがあれば内定とします。※一斉受付終了後の随時選考は除く

問2、10月入所の申込で、9月中に3歳になっている場合、申込は3歳児クラスですか？

また、3歳の誕生日がきたら保育料は無償になりますか？

回答 お子さまのクラスは4月1日時点の年齢で決められます。4月1日時点の年齢が2歳のお子さまはその年度は2歳児クラスです。したがって、誕生月に関わらず申込は2歳児クラスです。なお、保育料の無償は3歳児クラス以上ですので、2歳児クラスの期間は対象にはなりません。

問3、4月入所以外は保育施設等に入れないですか？

回答 毎月入所選考を行っているため、4月以外でも入所できる可能性はあります。しかし、基本的には4月入所の選考で各施設受け入れ可能な人数まで入所者を決定しており、年度途中は空きがない状況が続くことがあります。※在所児童の退所等により空きが発生する場合があります。

問4、求職中でも申込はできますか？

回答 できます。ただし、入所後(申込後ではありません)90日以内に、月48時間以上の就労を開始しなければなりません。

問5、求職中で内定した際、90日以内に仕事を見つけようと思っています。短時間認定では延長料金が発生してしまう場合、仕事が決まった日から標準時間認定に変更してもらえますか？

回答 認定時間は月単位での認定になるため、仕事が決まった日から標準時間認定に変更することはできません。毎月20日までにご利用の保育施設又はこども政策課で手続きをしてください。翌月から認定が変更されます。

問6、月48時間未満で就労していますが、保育施設等に入所できたら勤務時間を月48時間以上に増やすつもりです。この場合、就労の要件で申し込みできますか？

回答 保育施設等に入所次第、月48時間以上の勤務時間となることわかる就労証明書を提出いただいた場合は、就労の内定として取り扱います。

問7、認定の有効期間は何年ですか？

回答 教育標準時間認定の有効期間は、小学校就学までを基本とします。保育認定の有効期間は、2号認定は小学校就学まで、3号認定は満3歳までが基本ですが、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合は、その時点までとします。また、求職活動が事由の場合は90日となります。入所要件の確認のために、年に1回「現況届」、「継続調査票」、「保育の利用を必要とする書類」を提出していただきます。

問8、現在育児休業中ですが、申込はできますか？

回答 できます。ただし、入所月の翌月1日までに仕事に復帰していただくことが条件となります。

問9、育児休業から復職後は時短勤務予定です。選考指数に影響はありますか？
回答 就労証明書に短縮後の勤務時間が記載されている場合は、記載の勤務時間に応じた選考指数を適用します。

問10、育児休業の延長が可能な場合はどのように申込をすればいいですか？
回答 保育施設等に入所できなければ育児休業の延長が可能な場合は、「育児休業の延長が可能な場合の取扱いに関する誓約書」をご提出いただくことで、他の申込者よりも後の順位付けで入所選考を受けることができます。待機証明書が必要な場合は、別途ご申請ください。

問11、『ならし保育』をしたいのですが、できますか？
回答 育児休業を取得している人は、入所日から翌月1日までの復職日までの期間で『ならし保育』をご利用いただくことができます。実際の利用にあたっては入所決定した保育施設等とご相談ください。なお、保育料は入所日より納入義務が発生します。
ご希望の場合は、あらかじめこども政策課へお知らせください。ただし、年度当初（4月1日の復職など）や行事等と重なる場合はご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。
※『ならし保育』とは育児休業期間終了時に、新規に保育施設等に入所する児童について、集団保育への適応等を目的として、通常の保育の実施よりも時間を短縮して行う保育のこと。

問12、上の子は幼稚園に通っていますが、下の子だけの申込はできますか？
回答 できます。

問13、2人きょうだいで上の子だけ保育施設等に入所させて、下の子は自宅等で保育することはできますか？
回答 できません。下のお子さまを保育できる場合、「保育を必要とする事由」に該当しないと判断されます。そのため、保育施設等に入所希望の場合は、きょうだい2人とものお申し込みが必要です。ただし、入所要件がお子さまの発達支援の場合は除きます。

問14、転入予定ですが、申込はできますか？
回答 できます。四條畷市の用紙にてご準備の上、こども政策課にご提出ください（郵送可）。
保育施設等利用申込書等の必要書類以外に、土地売買契約書又は賃貸契約書の写しを添付してください。また、入所日の前日までに四條畷市へ転入する必要があります。

問15、各保育施設等の入所状況はわかりますか？
回答 市ホームページにて「保育施設等入園状況」を公表していますので参考にしてください。
※空きがある場合でも、施設の受け入れ態勢等により必ず入所できるわけではありませんのでご注意ください。

問16、空きのない保育施設等を希望することはできますか？
回答 できます。申込の時点で空きがなくても、選考までに空きが発生することがあります。空き状況にかかわらず、利用したい保育施設等から希望順にご記入ください。

問17、希望する保育施設等を見学したほうがいいですか？

回答 施設によって、保育方針、行事、必要な費用などに違いがあります。事前に見学し、お子さまご家庭に合った施設を希望されることをお勧めします。見学は、直接施設に連絡してください。

問18、待機児童が少ない保育施設等を第1希望にした方が、入所しやすいですか？

回答 希望者の点数や在籍児童の退所による空きの有無等が影響しますが、入所しやすい傾向にあります。また、同点の場合には施設の希望順位が高い方を優先します。

問19、第5希望まで記入した方が良いですか？

回答 希望施設を多くすると、選考対象になる施設が多くなり内定する可能性が高くなることは事実ですが、入所が決定しても通えない施設は希望しないようにしてください。(内定を辞退された場合は、問22のとおり、同年度内は調整指数表により減点します。また同点の場合の順位表に影響します。)

問20、複数の保育施設等を希望する場合、どのように選考されますか？入所できないことはありますか？

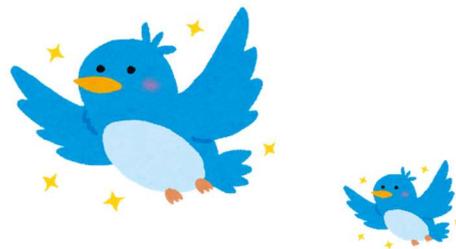
回答 選考は点数の高い児童から順に行います。希望する保育施設等に複数内定できる場合には、希望順位の高い保育施設等に内定します。第1希望の保育施設等のお子さまの年齢のクラスに空きがない場合は第2希望の保育施設等で、第2希望の保育施設等にも空きがない場合は第3希望の保育施設等で、以下順次繰り返させていただくことになり、希望保育施設等すべてに空きがない場合はお待ちいただくこととなりますのでご了承ください。

問21、市外の保育施設等を希望できますか？

回答 勤務地や勤務時間の都合で市外の保育施設等を希望する場合、四條畷市から相手市区町村への委託依頼が必要ですので、手続き等についてはご相談ください。なお、保育料は四條畷市の保育料徴収基準表により決定します。入所期間は、入所した年度末(3月末)までとなりますので、毎年申込が必要です。なお、前年度に入所できていても、相手市区町村に待機児童がいる場合など、継続して入所できないことがあります。

問22、入所内定を辞退したらどうなりますか？

回答 調整指数表により、同年度内に限り、マイナス2点の指数を適用します。また同点の場合の順位表に影響します。入所内定を辞退するということは、保育の必要性が低いと判断できるためです。入所希望日、希望施設をよくご確認のうえ申込をしてください。



とくていきょういく ほいくしせつとう いちず
 14. 特定教育・保育施設等の位置図

